



# 徳山駅南北自由通路エスカレーター一棟 有料広告掲出者随時募集要項

**募集期間**

**令和3年3月9日～**

周南市 産業振興部  
中心市街地活性化推進課

## 1. 募集内容

多くのビジネスマンや旅行者が利用する徳山駅南北自由通路エスカレーター棟内の、市が指定する広告位置について、広告掲出者を先着順により募集します。

## 2. 申込受付開始

令和3年3月9日（火）から随時受付いたします。

（受付時間：市役所開庁日の午前9時から午後5時まで）

※閉庁日の受付はいたしません。

※先着順で契約するため、契約決定時にはその位置の受付は終了いたします。

## 3. 募集場所

徳山駅南北自由通路エスカレーター棟《建物図面-位置図、写真図を参照》

番号	位置	面積	広告料（年額） ※別途消費税要
4	1階玄関口上部壁面 東側	縦 1.20m × 横 3.60m	449,280 円
6	2階通路柱（大）南側面 西	縦 2.38m × 横 1.74m	430,560 円

※広告掲出にあたっては、広告掲出料のほかに行政財産目的外使用料（月額 440 円（税抜）/平方メートル）が必要となります。

## 4. 契約期間

契約期間は、令和3年4月1日以降から令和4年3月31日までとしますが、以後2回の年度更新も可能です。

## 5. 広告料について

市の定める納入期限までに納めていただきます。ただし、広告料については、日割計算にて算出いたします。

## 6. 広告掲出の方法等

広告の作成、掲出、撤去は広告掲出者の自己負担と責任において実施してください。また、広告掲出日、撤去日については市と協議のうえ決定し、契約期間内に掲出、撤去していただきます。なお、撤去後は原状復旧を原則とします。

撤去日が契約満了日以降となった場合は、撤去日までの行政財産目的外使用の許可及び使用料が必要です。

- (1) 掲出の方法 壁面の使用となります。
- (2) 広告の材質 粘着性のシート状のもので、壁面に加工を加えないもの。  
パネル等の使用は不可とします。
- (3) そ の 他 剥落、落下等の危険が無いよう万全を期してください。

## 7. 広告の内容

- (1) 原則として、掲出申込者自身の広告を掲出していただきます。
  - (2) 広告内容について、**市の事前審査が必要**です。
  - (3) 契約期間中は、広告の意匠、内容等を更新、変更することができます。ただし、その場合はその都度市の事前審査が必要です。
  - (4) 次のいずれかに該当する広告は掲出できません。
    - ① 徳山駅南北自由通路エスカレーター棟が JR 徳山駅舎と一体化している構造的特性を有することから、既存の駅構内の雰囲気や景観を損なう恐れのあるもの
    - ② 広報媒体の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの
    - ③ 公序良俗に反するおそれのあるもの
    - ④ 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
    - ⑤ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
    - ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に掲げる営業に該当するもの
    - ⑦ 児童及び青少年に与える影響が好ましくないもの
    - ⑧ 消費者保護の観点から好ましくないもの
    - ⑨ 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
    - ⑩ 広告対象の製品、商品又はサービスをあたかも市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
    - ⑪ その他市の広報媒体に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの
- ※ JR を除く他の交通機関に係る広告を掲出しようとするときは、JR 利用者の混乱を招かないよう、事前に JR と協議しなければならない。

## 8. 応募条件

次のいずれかに該当する場合は、申込み及び広告主となることができません。

- (1) 法律行為を行う能力を有していない場合
- (2) 破産者であって復権を得ない場合
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている場合
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である場合
- (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある場合
- (6) 周南市の市税に滞納がある場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が応募資格に該当しないと認める場合

## 9. 応募方法

次の必要書類一式を、封筒に入れ周南市中心市街地活性化推進課へ直接持参してください。

### ① 個人の場合

- ア 周南市施設内広告掲出申込書
- イ 申込明細書
- ウ 住民票（発行後3か月以内のもの）
- エ 周南市の市税に滞納の無いことの証明書（発行後1か月以内のもの）※周南市に住民票がある場合

### ② 法人の場合

- ア 周南市施設内広告掲出申込書
- イ 申込明細書
- ウ 法人登記全部事項証明書（発行後3か月以内のもの）
- エ 役員名簿
- オ 周南市の市税に滞納の無いことの証明書（発行後1か月以内のもの）※周南市内に営業所等が存在する場合

#### ● 掲出申込者と広告主が異なる場合

「広告掲出料の確認書」とともに広告主の「法人登記全部事項証明書」、「役員名簿」及び「周南市の市税に滞納の無いことの証明書」が必要です。

#### ● ご提出いただいた書類は返却しません。

## 10. 契約者の決定方法

先に申込みした者を契約候補者としますが、申込書類により、山口県警察本部に対し契約候補者及び法人役員が暴力団等に該当するか照会した結果、該当する場合は契約候補者の申込みを無効とします。一方、契約候補者及び法人役員が暴力団等に該当しない場合は、契約候補者を契約者として決定します。

なお、提出書類に不備があった場合、申込みの受け付けができませんのでよく確認の上、お申し込みください。

### 1 1. 先着順位について

先着順の取扱については、当日の9時前に到着した方は、到着順にかかわらず午前9時到着者とします。なお、午前9時到着者が複数の場合は、くじ引きにより順位を決定します。

先着申込者について山口県警察本部に照会中、同一位置に申込みがあった場合でも、申込みは受け付けます。ただし、照会の結果、先着申込者に問題がなかった場合は、先着申込者と契約を締結します。その際には、結果について書面にてお知らせします。

なお、提出された書類はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。

### 1 2. 申込結果について

- (1) 申込者には、後日選定結果を通知します。
- (2) 募集結果については、公益性の観点から事業者名、契約金額を公表する場合があります。
- (3) 申込資格確認のため、警察当局へ情報提供します。申込みを受け付けた後でも、市が申込み要件を不適格と認めた場合は、申込み受付を取り消します。

### 1 3. お問い合わせ、応募先

周南市岐山通1丁目1番地

周南市 中心市街地活性化推進課

電話：(0834)22-8438      F A X：(0834)22-8357